

令和 8 年熊本地震
非常災害対策本部会議（第 9 回）議事録

日時：令和 8 年 8 月 10 日（月）15:00～15:46

場所：官邸 4 階大会議室

1. 開会

（熊本県知事）

- 本日は、このような機会を頂戴したことに感謝を申し上げる。政府における令和 8 年熊本地震非常災害対策本部、ならびに現地災害対策本部を迅速に設置いただき、熊本に心を寄せ、対策を進めていただいていることに重ねて御礼申し上げます。
- また、高市総理をはじめ、先週は鈴木農水大臣、片山財務大臣、そして昨日までは地元金子国土交通大臣に、被災地熊本へお越しいただき、被災の状況をご覧いただいた。誠にありがとうございました。
- また、津島内閣府副大臣におかれては、現地災害対策本部の陣頭指揮をとっていただき、8 日からは古川政務官に本部長を務めていただいております、本当に大変な献身的なご対応をいただき、改めて厚く御礼申し上げたい。
- 7 月 28 日に発生したこの地震、明日で 2 週間となる。甚大な被害が現在発生して、さらにこの連日の、大変厳しい酷暑、猛暑の中、徐々に解消してきているものの、未だに 35,000 戸で断水しており、また 6,000 名を超える県民が厳しい避難生活を余儀なくされている。
- このような中、政府は発災直後から、自衛隊や緊急消防援助隊などによる救命救急活動、全国からの応援職員の派遣、食料簡易型クーラーなどのプッシュ型の支援、給水車の派遣による給水の新たな仕組みづくりのほか、海上保安庁、自衛隊による入浴支援、ライフラインの復旧支援など、被災地の状況は少しずつではあるが、確実に改善してきている。
- その上で、7 月 31 日のこの災害対策本部で、普通交付税の繰り上げ交付を決定いただくとともに、8 月 4 日には 242 億円の一般予備費の使用、7 日には公共土木施設及び農地等の被害にかかる激甚災害ならびに特定非常災害への指定について閣議決定いただいた。これらのご配慮は、被災地の復旧に向けた灯明となるものであり、厚く御礼申し上げます。
- その一方で、現時点においてまだ被害の全容が判明していないこともあり、政府に要望させていただき事項については、引き続き整理検討を進めているところであるが、特に今、最もお願い申し上げたいことを 2 点申し上げます。
- 一点目に、猛暑を踏まえた、避難所における衛生環境の向上、生活用水の確保、医療福祉の確保は引き続き喫緊の課題となっているため、国のさらなるお力添えをお願いします。
- 二点目に、被災地域の 1 日も早い復旧・復興ができるよう、10 年前の平成 28 年熊本地震と同様の手厚い財政支援をお願いします。前回の地震への政府の対応を熊本県民は大変評

価しており、その際の支援がベースとなると認識しているので、最低限同様の制度設計をお願い申し上げたい。

- 特に、なりわい再建支援補助金は重要。10 年前の熊本地震、6 年前の豪雨災害で、なりわい補助金の支援を受けた事業者が今回も被災している。先日の「局激」指定により発動可能となった自治体連携型補助金と、このなりわい補助金は、補助事業者の範囲や二重債務者への特別な支援のところ、肝心なところで支援内容が全く異なる。熊本県内の事業者はなりわい補助金を知っているので、このなりわい補助金の適用がもしなければ、これまでの政府の支援より後退したと、被災者は感じてしまう。10 年前の地震、6 年前の豪雨災害と同様のなりわい補助金の適用を是が非でもお願いしたい。
- 県・市町村・国の関係機関が一丸となって全力を尽くしているところである。政府においては、復旧・復興とフェーズが刻々と変化する中、息の長い強力なご支援を熊本に賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

2. 地震の概要

(気象庁長官)

- 地震の状況を申し上げますと、本日から 1 カ月程度最大震度 5 弱程度の余震に警戒が必要。
- 気象の状況では、台風 13 号の影響で最大瞬間風速 15 メートルが吹き、山地部で 30mm、平野部では数 mm 程度が観測。今後は、17 日まで曇り時々晴れ、最高気温 35 度前後、最低気温 25 度以上が続く見込み。台風 15 号の熊本県への影響は小さい見込み。
- 高潮について、大潮の時期に当たる明日 11 日から 16 日にかけて、満潮時間帯を中心に潮位が高くなる。八代海沿岸地域の港湾地区を含む堤防より海側の低い土地では、浸水や冠水に注意が必要。

3. 被害状況等報告

(内閣危機管理監)

- 本日 13 時時点の状況は、人的被害については、調査中のものが 1 名増え合計 39 名。
- 住家被害は、熊本県で、前回から 5,000 戸以上増え、21,614 戸となっている。
- 断水については、前回から 2,400 戸減り、34,000 戸である。
- 避難所数等では、避難所が 27 カ所減り 99 カ所、避難者数は、500 名強減り 6,171 名。

4. 各省庁の対応状況

(防災担当大臣・国家公安委員会委員長)

- まず、防災大臣として申し上げます。
- 避難の状況については、本日正午時点で熊本県において 99 カ所の避難所が開設され、約 6,171 名が避難している。
- 生活再建の支援については、被災者生活再建支援法について、住宅に多数の被害が確認

されたため、熊本県全域に適用する見込みが立った。これにより、最大 300 万円の支援金を支給できることとなる。今後、被災者が迅速な支援を受けられるよう、罹災証明書の手続きの速やかな交付を実現するため、関係大臣と連携して支援を強化してまいります。

- 8 日よりホテル・旅館等への避難申し込みを受け付けるコールセンターが設置され、取組を加速している。
- 応急的な住まいの確保に向けては、新たに 9 日に美里町において、本日、熊本市において建設型応急住宅の工事が着手された。また、14 市町村において賃貸型応急住宅の受付が開始されている。被災者の仮設住宅への入居が着実に進むよう、伴走型で自治体の業務を支援してまいります。
- 災害ボランティアについては、本日時点で被災地の市町が設置する 11 カ所の災害ボランティアセンターが活動を開始している。また、専門的な技術を持つ NPO 等による支援調整も開始されている。ボランティア活動を行う個人や NPO 等に対し、引き続き財政的支援を含め適切に支援してまいります。
- 防衛省の PFI 船舶「はくおうⅡ」については、台風 13 号の接近により 8 月 6 日から八代港を離れていたが、本日午後に再入港する予定である。これに合わせ、明日 11 日から防衛省による入浴支援を再開するとともに、船舶活用医療推進法に基づく医療提供も再開する予定である。
- 台風 13 号については、沖縄県や鹿児島県等においてけが人や住家の被害が報告された。熊本県内では大きな被害はなかったが、台風 15 号など今後の気象条件にも警戒を払いながら対応してまいります。
- 引き続き、自治体と緊密に連携しながら、被災された方々の日々変化するニーズを踏まえた対応を進めてまいります。
- 次に、国家公安委員会委員長として申し上げる。
- 本日午前 8 時 30 分時点において、被災地における震災に便乗した犯罪の被害として、窃盗など 7 件を認知している。このうち窃盗 1 件については、8 月 8 日に検挙している。
- 警察においては、被災地における犯罪被害を防止するため、現在も約 2,300 人体制で各種活動に取り組んでおり、震災に便乗した犯罪に関する防犯広報、警戒活動、防犯指導活動等の体制を強化している。
- 熊本県内の避難住民の多い地区や避難所等、犯罪発生が懸念される地区に防犯カメラ約 250 台を順次設置中であるところ、新たに約 700 台の防犯カメラを設置することとした。本日から派遣される特別犯罪抑止部隊により、迅速に防犯カメラの設置を進めてまいります。
- さらに警察においては、道路の復旧状況を確認しつつ、水・ガソリン等の物資の円滑な輸送を図るための交通対策を実施しており、引き続き円滑な物資輸送のための交通対策に取り組んでまいります。

(総務大臣)

- 消防では、引き続き、緊急消防援助隊が熱中症予防と救急需要に対応するため、地元消防の救急体制を支援している。
- 通信関係については、携帯電話・固定回線ともに支障は解消している。引き続き通信事業者において、避難所への Wi-Fi 機器やモバイルバッテリー等の貸出しなどを進めてまいる。
- 自治体職員の派遣については、被災自治体に対し、昨日までに、全国の 46 都道府県・19 市から延べ 5,046 名の応援職員が派遣され、災害マネジメント支援や避難所運営支援等の活動に当たっている。
- 引き続き、被災自治体の声を丁寧にお伺いし、全国の自治体にご協力いただきながら、被災自治体のニーズに応じた応援職員の派遣を行ってまいりたい。

(国土交通大臣)

- 先ほど木村知事から報告があったように、8～9 日で、被災地の生活・経済基盤、被災者支援の基幹となるインフラの復旧や応急対策の現場を視察するとともに、被災地域の首長の皆様や木村知事との意見交換を行った。道路等インフラの復旧、断水の早期解消、住まいの確保などについて多くの要望をいただいた。関係省庁とも連携し、被災地の要望を踏まえ、全力で対応に当たる。
- 水道施設については、一日も早く、8 月末までにすべての被災地域で断水が解消されるよう、水道技術者の派遣などの支援を継続・強化する。宅地内の配管を修繕できる業者の住民への周知などにより、復旧作業を加速してまいりたい。地震の影響により利用できない井戸については、業界団体と連携して井戸工事業者の確保などの取組を進める。
- 道路については、引き続き、昼夜を問わず復旧を進めている。高速道路については、前倒しで明日 11 日には九州自動車道全線で緊急車両の通行が可能となる。さらに 8 月後半には、一般車両を含めて九州自動車道全線で通行が可能となる予定である。
- また、国道 3 号の迂回路となる県道 338 号の被災した横江大橋は 8 月中旬を目途に、国道 219 号の新萩原橋は 8 月下旬に、一般車両の通行が可能となる予定である。引き続き、道路の早期復旧に努める。
- 鉄道については、7 日に九州新幹線の新水俣～鹿児島中央間で先行して運転を再開した。新幹線・在来線の現在運転を見合わせている区間について、JR 九州からは、月内には運転再開時期を示したいと聞いている。引き続き、事業者と連携し、代替交通手段の確保や早期復旧に向けて必要な支援を行う。
- 観光については、風評被害に対する当面の対策として、熊本県を含む九州全県の宿泊施設・観光施設に関する営業状況等について、観光庁ウェブサイトを通じた発信に加え、日本政府観光局 (JNTO) によるインバウンド向けの情報発信も開始されたところである。また、被災地からのニーズや今後の復興状況を踏まえた、被災地及びその周辺地域における観光需要喚起策について、検討を進めている。

○国土交通省の現場力を最大限発揮し、被災者・被災地に寄り添った災害対応に、引き続き全力で取り組んでまいりたい。

(経済産業大臣)

○電力については、高圧線に加え、低圧線の停電も復旧し、引込線の停電の解消を進めている。引き続き、相談窓口について、九州電力において避難所で周知するとともに、避難所から帰還し停電している場合に迅速に復旧できるよう、順次、各戸への掲示・投函を進めている。

○都市ガスについては、八代市で安全確認のため約 8,900 戸の供給が停止していたが、本日朝時点で新たに市街地の約 1,800 戸で供給が再開され、合計約 5,800 戸で供給が再開している。現在供給再開できていない区域 3,100 戸についても、倒壊した家屋や液状化の深刻な区域を除き、北部の残る区域は一両日中、南部区域の残りは今週中におおむね復旧する見通しと報告を受けている。

○物資支援については、熱中症対策として、体育館などの避難所の業務用エアコンは、7 日時点から新たに 4 か所に設置され、計 8 か所で設置済みとなった。さらに 5 か所で設置を進めている。

○循環型シャワーについては、7 日時点から新たに 11 基を設置し、計 84 基が設置済みとなっている。

○さらに、長期化が見込まれる避難所での生活環境を整えるため、洗濯機や電子レンジ等の設置に向けた調整を進めている。

○日本製紙の煙突倒壊事案については、昨日 9 日に初めて、国土交通省と八代工場へ立ち入り調査を実施。これまで発災直後の 7 月 28 日に原因究明や周囲の安全確保を指示するとともに、8 月 8 日に全国の自家用火力発電設備の設置者に対して耐震性の点検結果について報告を依頼した。昨日の立ち入り調査の結果も踏まえ、引き続き国土交通省と連携して対応をしてまいる。

○煙突の倒壊等により甚大な被害が生じ、操業停止を余儀なくされている。供給面については、日本製紙グループ内での在庫活用や他工場による代替生産に加え、製紙業界全体で代替供給の検討が進められていると承知している。

○経済産業省としては、まずは被災設備の安全確保と生産機能の回復が円滑に進むよう、現場のニーズを丁寧に把握してまいる。その上で、中小の協力企業への支援に加え、復旧に際して活用可能な設備投資支援策について検討を進めてまいりたい。

○被災中小企業への支援については、熊本県及び金融機関から、なりわい再建支援補助金の措置、政府系金融機関による資金繰り支援、既往債務の負担軽減について要望をいただいている。

○経済産業省では、中小企業分野が局地激甚災害指定の見込みとなったことを踏まえ、「自治体連携型補助金」を通じて、熊本県が県内全域の被災中小企業・小規模事業者を対象

に補助することが可能である。熊本県と連携し、本日の知事の発言や被災事業者等の実態を踏まえ、補助対象となる事業者の範囲も含め、被災中小企業・小規模事業者支援の在り方について検討し、関係省庁との調整を進めてまいりたい。

- また、資金繰り支援については、既に日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」や、信用保証協会による別枠 100%保証の「セーフティネット保証 4 号」を実施している。加えて、局地激甚災害の指定地域に対しては、「災害復旧貸付」の金利を 1,000 万円までは 0.9% 引き下げるとともに、「災害関連保証」により、「セーフティネット保証 4 号」の別枠とは更に別枠で 100%保証を行えるようにする。
- 既往債務の負担軽減については、条件変更など事業者に寄り添った柔軟な対応を行うよう官民金融機関に要請するとともに、中小企業活性化協議会による債務調整支援等を通じて、必要な支援を実施してまいりたい。
- こうした取組については、プレス担当職員によるブリーフィングを定期的実施しており、発災以降 8 回開催している。また、総理指示も踏まえ 7 日には公式 SNS を活用し、電力・ガス・ガソリンスタンドの状況や、中小企業・小規模事業者への支援状況について、経済産業省本省、九州経済産業局及び九州産業保安監督部から改めて情報発信を行った。引き続き、積極的な情報発信に努める。
- 経済産業省として、総力を挙げて情報収集に努めるとともに、現地のニーズに寄り添いながら、先手先手で万全の対応に取り組んでまいりたい。

(財務省)

- 先週 7 日、熊本県を訪問し、木村知事や地域金融機関、経済団体等から、現地の被害状況や要望等について直接伺った。
- 本日も知事から発言があったとおり、平成 28 年熊本地震と同様の手厚い財政支援が必要であり、前回の地震や近年の二度の水害により四重ローンになっているという状況が生じているという指摘を色々な方からいただいた。既往債務の負担軽減は従来の被災地以上に必要と感じている。
- 前回と同様に事業再生ファンドの組成が必要といった要望もあちこちから伺った。八代市等では神社・寺院の被害も生じているところ、10 年前に特別交付税及び宝くじを財源とした 523 億円の復興基金を総務省において立ち上げていただき、政教分離の問題を適切に整理した上で、こうした施設の再建にも活用できた経緯がある。今後、同様のご要望が上がってくれば、財務省としても前向きに対応してまいりたい。
- 局地激甚災害指定地域においては、金利の引き下げが行われるようになるが、さらなる利子補給や保証料補助を求める要請が各方面から寄せられている。これについては中小企業庁とよく相談の上、予算措置として対応可能であることから、しっかりと対応してまいりたい。
- 4 重ローンになっている債務については、過去の熊本地震において、政府系金融機関及び

民間金融機関に対し柔軟な対応を要請したうえで、少なくとも 5,000 件・1,600 億円以上の融資条件変更を実現した実績がある。また、地域経済活性化支援機構（REVIC）が熊本地震事業再生ファンド（約 50 億円）及び九州広域復興支援ファンド（117 億円）を、日本政策投資銀行その他地域金融機関等と共に出資して組成しており、債務の保護にとどまらず、事業の前向きな展開にも活用された。

- 現在、熊本地震再生ファンドについてはすでに清算手続きに入っているものもあることから、新たなファンドの組成または既存ファンドの復活も含め、官民ファンド・政府系金融機関・地域金融機関・関係省庁と議論の上、前回の地震の際に活用したファンドの経験を踏まえ、可能な限り様々な金融ツールを活用して支援してまいりたい。
- 日本製紙については、地域経済への影響が極めて大きいことから、工場の修復以外にも様々な不安の声が寄せられている。上場企業ではあるが、支援の対象外とはならないことから、経済産業省等の関係省庁と連携しながら、前向きかつ総合的な支援策を検討してまいりたい。
- 今後、支援策のパッケージが整備される中で、被災・復旧・復興の各段階において変化するニーズにきめ細かく対応しながら、省庁一体となって全面的に取り組んでまいらる。

（防衛大臣）

- 先ほど、あかま大臣からも発言があったが、本日「はくおうⅡ」が八代港に再入港し、明日 11 日から入浴支援及び冷房の効いた休憩所の提供を再開する予定である。さらに新たに 14 日からは、食事付きの 2 泊 3 日の宿泊支援を開始する予定。
- 入浴支援の申込みについては、本日 10 日から熊本県のホームページで開始している。また、宿泊支援の申込みについては、明後日 12 日から開始する予定である。しっかりと情報発信を行う。
- 昨日、米軍の輸送機が東京都の横田基地から熊本県の高遊原分屯地に飲料水約 16 トンを輸送した。また、自衛隊も高遊原分屯地から集積所までの陸上輸送を支援し、日米同盟の絆の強さを内外に示した。県庁では知事との面会もあった。ありがとうございました。
- さらに、米軍は本日も C-130 輸送機により、高遊原分屯地へ飲料水約 11 トンを輸送している。平成 28 年の 10 年前の熊本地震では、米軍から計約 36t の救援物資が輸送されたが、今回は昨日と今日の 2 日間で、すでに約 27t の救援物資が熊本県に届いている。アメリカ軍は 3 日連続となる明日も、救援物資の輸送準備を整えているとの報告を受けている。前回よりも多くの救援物資が熊本県に届く予定である。
- 今回の支援の実現に御尽力いただいた全ての関係者の皆様に感謝申し上げる。

（環境大臣）

- 環境省では、災害廃棄物対策について、昨日までに本省及び九州地方環境事務所の職員延べ 153 名を派遣したほか、熱中症対策やペット対策、現地対策本部への職員派遣を行

い、熊本県及び被害の大きい市町等の支援に当たっている。

- まず、熱中症対策について申し上げる。8日から、熊本県のラジオ放送局において、災害時の熱中症予防を呼びかける政府広報ラジオCMの放送を開始した。また、政府広報において、熊本県の新聞広告を活用し、避難生活等で心がけていただきたい熱中症予防行動について周知を行った。
- 次に、災害廃棄物対策について申し上げる。片付けゴミの仮置き場については、この週末も新たに開設され、計18箇所となった。また、損壊家屋等の公費解体・撤去に向けて、本日、熊本県主催で、被災自治体職員等を対象とした災害廃棄物処理に関する説明会が開催された。この説明会において、環境省からは、緊急的な公費解体・撤去の取組に加え、作業時の熱中症対策やアスベスト対策などについて説明した。
- 加えて、7日に、環境省、熊本県及び熊本市が共同で「災害廃棄物支援調整本部」を設置した。この週末は、特に被害の大きかった被災自治体において、公費解体に向けた支援の調整を開始したところである。
- 引き続き、被災自治体に対し、廃棄物の収集・運搬、仮置場の設置・運営、公費解体等に関する助言を行うとともに、自治体及び関係団体等との調整を進め、迅速かつ効率的な支援を行ってまいりたい。
- 最後に、ペット対策について申し上げる。5日に開所した氷川町のペット受入れが可能な避難所には、昨日時点で3世帯が3頭の猫とともに避難している。また、宇城市においても、民間団体と連携し、本日新たにペットの受入れ体制が整った。
- また、4日に開始された県獣医師会等によるペットの一時預かりについては、8日時点で5頭の猫が動物病院に預けられている。熊本県及び関係団体と連携し、正確な情報発信など、現場の取組を支援していく。
- 引き続き、被災地のニーズを先取りした支援を最大限行ってまいりたい。

(厚生労働大臣)

- 先ほど木村知事からも要望のあった、避難所における衛生環境の向上、医療・福祉の確保について、厚生労働省としての対応を説明申し上げます。
- まず、避難者の健康管理について、避難者の熱中症やエコノミークラス症候群対策などの健康管理対策を進めるとともに、DICTやFETP等、感染症の専門家チームの介入による感染症対策を徹底して進めている。
- また、医療・福祉の確保に向けては、日赤救護班やDPAT等による巡回診療・救護活動、長期化する避難所生活を踏まえたところのケアに加え、JRATによる避難所の環境調整や生活不活発発病の予防など、様々な専門家チームの多様な支援を活用しながら、引き続き避難所における健康管理等に万全を期してまいりたい。
- これに加え、新たに、避難所に対する据置き型手すりや杖のプッシュ型支援を行ったほか、船舶「はくおうⅡ」において日本赤十字社の救護班による医療提供を実施している

など、避難者等の状況に応じた支援を行っている。

- また雇用支援については、熊本労働局の特別労働相談窓口において事業主からの相談に丁寧に対応するとともに、雇用調整助成金について、被災状況等を踏まえ、災害時の特例措置の実施に向けた検討を進めている。
- また、高齢者施設の入浴ニーズへの対応として、訪問入浴車の派遣調整等を実施するとともに、井戸水を利用している高齢者施設において井戸の復旧が必要な場合には、その復旧費用の補助が可能であることの周知を進めている。
- 引き続き、被災地のニーズに寄り添いながら、各省庁と連携して必要な支援に取り組むとともに、今後とも丁寧な対応を心がけてまいりたい。

（文部科学省）

- 新学期の円滑な開始に向け、被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）の一環として、学校の応急危険度判定士を派遣するとともに、必要な施設の確認を既に終了している。各府県の教職員等から成る学校支援チームの派遣を調整するなど、必要な支援に取り組んでいる。
- また、被災した文化財については、文化財調査官等を現地に派遣し、熊本城をはじめとする文化財の被害状況を把握するとともに、熊本県からの支援要請に基づき、文化財の緊急的な救援や復旧支援を進めている。
- 引き続き、被災地のニーズをきめ細かく把握し、自治体や内閣府防災等の関係機関と連携しながら、学校の円滑な始業及び文化財の保存・復旧に全力で取り組んでまいりたい。

（農林水産大臣）

- 被災地への食料支援の状況について、食料では液体ミルクや介護食を含む合計 42 万食のほか、飲料についてはミネラルウォーターなど合計 82 万本を提供しているところ、本日新たに野菜・果物ジュース 2 万 2 千本が到着した。配布にあたっては、農林水産省の派遣職員数を倍増し、24 名体制で対応している。引き続き、ラストワンマイルとなる各避難所への配送・受け渡しを進めてまいる。
- また、お盆期間中に飲食料品の生産工場等が休業に入ることから、食料供給体制に不足が生じないよう、食料 78 万食・飲料 64 万本を確保し、物流拠点への発送準備を進めている。
- 次に、農林水産関係の被害への対応については、MAFF-SAT として昨日までに延べ 1,255 名、本日は 31 名の職員を派遣し、被害状況の把握を進めるとともに、農業用水の確保に向け、県・市町村・土地改良区と連携し、水路等の応急復旧を実施している。また、暫定的な対応として、用水ポンプの貸し出し及びポンプ車の派遣により、水稻農家やいちご等を栽培する園芸作物農家に対して農業用水を供給している。
- 総理からの指示を踏まえ、農林水産関係における支援パッケージを早急に取りまとめた

いるところである。被災された農林漁業者の皆様が将来への希望を持ち、1日も早く生業を継続・再開できるよう全力で取り組んでまいる。

5. 質疑応答

(内閣官房長官)

○小泉大臣から報告のとおり、グラス大使も熊本に入り、支援物資の提供が米軍からあったと聞いているが、地元の反応や報道のあり方などいかがだったか。

(熊本県知事)

○先日は、日米同盟の力強さをアピールし、素晴らしいオペレーションで熊本に救援物資を届けていただいた。また、グラス大使が自ら陣頭指揮を執られ感銘を受けた。しかも、防衛省のご尽力で、大使と司令官の私への表敬をマスコミフルオープンにいただいたことで、県内各紙各局が取り上げた。

○もともと、陸上自衛隊の西部方面総監があり、関係がいい熊本であるが、米軍からのこうした温かな、言うならば「令和のトモダチ作戦」と言える素晴らしい支援をいただき、県民を含め大変喜んでいる。ありがとうございました。

6. 非常災害対策本部長（内閣総理大臣）発言

○本日は、災害対応の陣頭指揮を執っておられる木村知事から要望をいただいた。第一に、猛暑の中での避難所における衛生環境の向上、生活用水の確保、医療・福祉の確保に向けた支援、第二に、復旧・復興に向けては、10年前の熊本地震に対する国の支援、特に何度も被害を受けた事業者、被害の大きい事業者などへの手厚い支援である。

○各大臣は、知事からいただいた要望も踏まえ、前回策定を指示した被災された方々の生活と生業の再建に向けた「支援パッケージ」に必要な施策を盛り込むなど、先手先手で取組を進めていただきたい。

○生活再建支援について、『被災者生活再建支援法』については、住宅に多数の被害が確認されたことから、熊本県全域に適用する見込みである。これにより、最大 300 万円の支援金の支給が可能となる。あかま防災大臣は、被災された方々が迅速な支援を受けられるよう、罹災証明書の速やかな交付の実現に向け、関係大臣と連携し支援を強化していただきたい。

○発災から明日で 2 週間。避難所の生活環境の改善は極めて重要な課題である。トイレカーや段ボールベッドをはじめとする避難所支援物資、水循環シャワーなどによる入浴支援、キッチンカーを活用した食事支援などについて、現場のニーズを具体的に把握し、きめ細かな対応をより一層進めていただきたい。

○8日から、ホテル・旅館等避難の申込みを受け付けるコールセンターが熊本県に設置されるなど、二次避難の促進に向けた取組を強化している。

○応急的な住まいの確保については、宇城市、氷川町に加え、9日から美里町、本日から

熊本市において新たに建設型応急住宅の工事が始まっており、14 市町村において賃貸型応急住宅の受付が開始されている。あかま防災大臣は、避難所の生活環境の改善と被災された方々の仮設住宅への入居が着実に進むよう、伴走型で自治体を支援していただきたい。

- また、台風 13 号の接近により八代港を離れていた「はくおうⅡ」が本日再入港し、明日 11 日から、入浴支援や冷房の効いた休憩所の提供、『船舶活用医療推進法』に基づく医療の提供が再開される予定である。
- 震災に便乗した犯罪については、本日 8 時 30 分までに窃盗など 7 件を認知しており、このうち 1 件が一昨日に検挙された。警察においては、震災に便乗した犯罪に厳正に対処するとともに、防犯カメラの追加設置など、被災地の安全・安心を確保するための取組を的確に推進し、犯罪被害の防止や被災された方々の不安の解消に各種努めていただきたい。
- 在宅避難や車中泊をされている方々を含め、避難されている方々の健康管理等については、DMAT や DPAT などの医療・福祉チームによる取り組みが進められているところである。今後は避難所から二次避難先等へ移られる方も増えることが見込まれる。上野大臣は、必要な方に途切れなく支援が行われるよう、万全の体制を整えていただきたい。
- 生活用水の確保については、医療・福祉施設や避難所への水の供給が滞ることのないよう、給水車の派遣などの給水支援を継続・徹底していただきたい。
- 先ほど小泉大臣から報告があったが、昨日も本日もアメリカ軍による飲料水輸送の支援をいただいている。心から感謝申し上げる。
- また、被災地では井戸が多く利用されているが、地震の影響による濁りなどで使用できなくなっている井戸もあるため、関係団体と連携し、井戸工事業者の確保など必要な取組を進めていただきたい。
- 水道配管の復旧が進んでいる一方、宅内配管の修繕も重要である。修繕に対応可能な事業者について住民の皆様への周知を進めるなど、各戸において円滑に通水できるよう必要な支援を進めていただきたい。
- 被災された方々の日常生活の再建に向けては、交通網の速やかな復旧が不可欠である。JR 九州の現在運転を見合わせている鉄道の復旧の見込みは、今月中に示される予定。高速道路については、金子大臣からも報告があったが、明日 11 日には九州自動車道の全線で緊急車両の通行が可能となり、8 月後半には一般車両も通行可能になる見込み。金子大臣は、技術的支援をはじめ、一日も早い復旧に向け、事業者と緊密に連携し、必要な支援に全力で取り組んでいただきたい。
- 松本大臣は、被災地域における新学期の円滑な開始に向け、必要な支援を進めていただきたい。特に、避難所として活用されている学校については、現場での調整が円滑に進むよう支援を徹底していただきたい。
- 災害ボランティアについては、本日時点で被災地の市町が設置する 11 か所の災害ボラン

ティアセンターが活動を開始しており、専門的な技術を有する NPO 等による支援調整も進められているところである。あかま防災大臣を中心に、本格化しているボランティア活動への支援を適切に進めていただきたい。

- 災害廃棄物処理については、被災自治体の損壊家屋等の公費解体・撤去に関する支援ニーズが高まっている。石原大臣は、緊急的な公費解体を含めた被災自治体への準備支援を加速するとともに、環境省、熊本県熊本市が設置した「災害廃棄物支援調整本部」を活用し、被災自治体のニーズに応じた迅速かつ効率的な支援を進めていただきたい。
- 被災自治体には全国から多数の自治体職員が応援に入っており、各府省の職員も災害廃棄物対策や熱中症対策などに従事している。現地でのご奮闘に改めて感謝申し上げる。
- 一方で、被災した自治体の状況や課題は様々であり、必要な支援も多様である。各大臣は、被災自治体や被災された方々のニーズを丁寧に把握し、必要なマンパワーを投入していただきたい。
- 中小企業等への支援について、局地激甚災害の指定見込みを踏まえ「自治体連携型補助金」を通じて、熊本県が実施する県内全域の中小企業・小規模事業者を対象とする復旧支援事業に対し、なりわい再建支援補助金と同等の高い補助率による支援が可能となる。
- 熊本県と連携し、被災事業者などの実情を踏まえながら、補助対象となる事業者の範囲や多重被災者への支援を含め、被災中小企業・小規模事業者支援の在り方について検討を進め、赤澤大臣、片山大臣を中心に丁寧かつ柔軟な支援に取り組んでいただきたい。
- 地域の雇用が維持されるのかとの不安の声も寄せられている。上野大臣をはじめ関係大臣は連携し、被災された方々や事業者が安心できる対策を講じていただきたい。知事からも要望のあった復旧・復興に向けた支援については、引き続き全力で取り組む。
- 被災地の地域経済の再生に向けては、観光需要の回復と風評被害の払拭が重要である。金子大臣は、被災地のニーズや復興状況を踏まえた被災地及びその周辺地域における観光需要の喚起と風評被害対策に着実に取り組んでいただきたい。
- 熊本城の石垣の崩落をはじめ、各地で文化財の被害が確認されている。松本大臣は、被災した文化財の保全・管理に万全を期し、復旧が早期に進むよう被災自治体とも連携しながらしっかりと取り組んでいただきたい。
- 知事の要望もしつかりと受け止め、10年前の地震、度重なる水害など、何度も災害に見舞われている地域の実情も踏まえ、「できることは、すべてやる」という決意の下で、政府の総力を結集し、被災地、被災された方々のため、強力に取組を進めてまいりましょう。

7. 閉会

(以上)